

青森県報

第三千百十二号

平成二十一年
七月二十一日
(火曜日)

目次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる図書類の指定……………

障害福祉サービス事業者の指定……………

特定計量器の定期検査の実施……………

青森県営浅虫水族館の食堂施設の使用料の額……………

家畜人工授精講習会の開催……………

公 告……………

建設業者の許可の取消し……………

右 同……………

……………(青少年男女共同)…

……………(障害福祉課)…

……………(商工政策課)…

……………(観光企画課)…

……………(畜産課)…

……………(東青地域民局)…

……………(同)…

……………四…

……………四…

告 示

青森県告示第四百九十三号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十一年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	種別	名 称	発行者(製作者)名	該当条項
二九六五	書籍	晋遊社ムック「黄金のGT宝」Vol.3 六三四二六 六四	晋遊社	青森県青少年健全育成条例第十二条第一項第一号該当
二九六六		月刊裏モノJAPAN 八月号 〇一八〇五 八	鉄人社	
二九六七		Young Love Comic AYA 七月号 一八八一五 〇七	宙出版	
二九六八		コミックアキラ 八月号 一三八〇三 〇八	オークラ出版	
二九六九		ナックルズEX 八月号 一六八〇九 八	ミリオン出版	
二九七〇		Boys on the run【ボイスオンザラン】Grook-24 六一九一一 一四	ジーウォーク	

青森県告示第四百九十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業者を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十一年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定番号	事業者	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所	指 定 年 月 日
二九七一	特定非営利活動法人ポータル	就労継続支援B型	就労継続支援「B型」事業所「サトウジャラツ」	平成二一・七・一
二九七二	青森市橋本三丁目二の一四	障害福祉サービスの種類	青森市橋本三丁目二の一四	

青森県告示第四百九十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施するので、同法第二十一条第二項の規定により公示する。

平成二十一年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

九月八日	正午前 十時三十分 まで	大浦地区学習等供用センター	象区 検査 区域
九月七日	正午前 十時三十分 まで	十和田おいらせ農業協同組合 下田支店野菜センター	
九月三日	午前十一時 三十分まで	〃 本庁舎裏車庫	六戸町
〃	午後三時 三十分まで	〃	
九月二日	午前十一時 三十分まで	おいらせ町役場分庁舎第二駐 車場	六戸町
〃	午後三時 三十分まで	十和田おいらせ農業協同組合 ももいし支店一川目事業所	
九月一日	正午前十一時 まで	二川目地区生活会館	六戸町
〃	午後二時 三十分まで	〃	
八月二十八日	正午前 十時三十分 まで	横浜町役場前	六戸町
〃	午後二時 三十分まで	〃	
八月二十七日	午前十一時 三十分まで	トラベルプラザサンシャイン	六戸町
〃	午後二時 三十分まで	〃	
八月二十五日	正午前 九時三十分 まで	南地区交流センター	六戸町
〃	午後三時 三十分まで	〃	
八月二十四日	正午前十一時 まで	六戸町役場車庫	六戸町
〃	午後三時 三十分まで	〃	

〃	午後二時 三十分まで	七戸庁舎車庫	七戸町
九月三十日	正午前 十時三十分 まで	〃	
〃	午後二時 三十分まで	七戸庁舎車庫	七戸町
九月二十九日	正午前 十時三十分 まで	〃	
〃	午後二時 三十分まで	山谷栄助精米所	七戸町
九月二十八日	午前十一時 三十分まで	〃	
〃	午後二時 三十分まで	荒屋平精米所	七戸町
九月二十五日	午前十一時 三十分まで	〃	
〃	午後二時 三十分まで	中央公民館	七戸町
九月二十四日	午後二時 三十分まで	〃	
〃	午後二時 三十分まで	千曳地区学習等供用センター	七戸町
九月十七日	正午前 十時三十分 まで	〃	
〃	午後二時 三十分まで	北農村環境改善センター	七戸町
九月十六日	午前十一時 三十分まで	〃	
〃	午後三時 三十分まで	榎林集会所	七戸町
九月十五日	正午前 十時三十分 まで	〃	
〃	午後二時 三十分まで	とうほく天間農業協同組合 坪地区倉庫	七戸町
九月九日	正午前 十時三十分 まで	〃	
〃	午後二時 三十分まで	東北町役場本庁舎裏車庫	東北町
〃	午後二時 三十分まで	〃	

十月五日	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	千歳平地区公民館	町野辺地
"	午後二時三十分まで	倉内地区集会所	
十月六日	午前十一時から 午後二時三十分まで	六ヶ所村役場平沼支所	六ヶ所村
"	午後二時三十分まで	旧室ノ久保中学校	
十月七日	午前十一時三十分から 午後二時三十分まで	泊地区公民館	馬門公民館
"	午後二時三十分まで	中央公民館	
十月十四日	午後三時から 午後一時三十分まで	馬門公民館	町野辺地
十月十五日	午前十一時から 午後二時三十分まで	町立体育館	
十月十六日	午前十一時から 午後二時三十分まで	町立体育館	

青森県告示第四百九十六号

青森県水族館条例（昭和五十八年三月青森県条例第三号）別表第二号の規定により、青森県営浅虫水族館の食堂施設の使用料の額を次のとおり定める。

平成二十一年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

年額 九十五万七千五百円

ただし、利用期間が一年に満たないとき、又は利用期間に一年に満たない端数があるときは、その全期間又は端数部分について日割で計算して得た額とする。

青森県告示第四百九十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項の規定により家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催するので、青森県家畜人工授精講習会等開催要綱（昭和五十六年十二月青森県告示第五十七号）第二条第二項の規定により告示する。

平成二十一年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 開催期間

平成二十一年九月七日から同年十月八日まで（土曜日及び日曜日並びに祝日を除く。）

二 開催場所

青森県営農大大学校（上北郡七戸町）及び地方独立行政法人青森県産業技術センター畜産研究所（上北郡野辺地町）

三 講習人員

三十人以内

四 対象家畜

牛

五 受講申請手続

受講希望者は、受講願書に係る書類を添えて平成二十一年八月二十四日までに所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所長に提出すること。

六 その他

1 受講願書の用紙は、青森県農林水産部畜産課、所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所で交付する。

2 その他詳細については、青森県農林水産部畜産課、所管の地域県民局地域農林水産部家畜保健衛生所に問い合わせること。

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社丸武工藤建設

二 代表者の氏名 工藤 信敏

三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字平山二の九四

四 許可番号 青森県知事許可（般 一九）第四三三三号

五 取消年月日 平成二十一年六月五日

六 取消しに係る建設業の許可

土木、とび・土工、石、鋼構造物、ほ装、しゅんせつ、塗装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年五月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年七月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 株式会社イワサキグループ

二 代表者の氏名 岩崎 一生

三 主たる営業所の所在地 青森市浪岡大字女鹿沢字西富田一二の二

四 許可番号 青森県知事許可（般 一六）第二〇〇二三八号

五 取消年月日 平成二十一年六月九日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十一年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人）
青森市長島二丁目一番一号
青 森 県

（印刷所・販売人）
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭